

## 喜多方市求職者・休業者支援補助金交付要綱

令和2年5月1日

(趣旨)

第1条 喜多方市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所の都合で解雇や休業となった者の生活の維持を図るため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則(平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当し市内に住所を有する者とする。

(1) 解雇の場合は次のすべてに該当する者

ア 令和2年3月1日以降に解雇となった者で失業給付金の受給資格がない者

イ 事業主と同一の家族でないこと

(2) 休業の場合は次のすべてに該当する者

ア 勤めている事業所の従業員数が5人以下であること

イ 労働者本人が雇用調整助成金の対象となっていないこと

ウ 休業前、月に90時間以上勤務し、前年の同時期と比べて収入が20%以上減少していること

エ 事業主と同一の家族でないこと

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、9万円とする。

(申請書の様式等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、喜多方市求職者・休業者支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは喜多方市求職者・休業者支援補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に補助金の額を通知するとともに補助金を交付する。

(実績報告書)

第6条 本補助金における喜多方市補助金等の交付等に関する規則第14条に規定する実績報告書の提出については、第4条の(様式第1号)をもって、実績報告とする。

(決定の取消)

第7条 交付決定後に補助事業者による申請に虚偽が発覚した場合、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命じることとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。